

Reader's Voice



本誌 437 号について

特集 事例からつかむ経済法の基礎

↓ 今号の特集は、『事例からつかむ経済法の基礎』であった。経済法の分野（特に独禁法）は、条文だけ読んでも抽象度が高く、新しい事例や、まだ判例などが出ていない分野について、予測可能性を立てにくい、という思いがあった。そんな中、今号の特集は、近時の最高裁判例や報道などがされた事例について、条文やガイドラインに沿って丁寧に検討したものであり、とても参考になった。特に、MFN 条項については、基本書や判例集などにはあまり取り上げられていないため、問題の所在がどこにあるのか（逆にどこの部分は特に問題とならない箇所なのか）、条文・ガイドラインに沿って解釈すると、どの要件が問題になるのか（ならないのか）、位置づけをつかむことができ、非常に参考になった。

(T.K.・30代・法曹)

「債権法改正」の文脈 ——新旧両規定の架橋のために

↓ 本稿では、前号に続いて、意思表示制度の改正

について、契約締結過程規制の拡張と第三者保護という観点から検討がなされていました。

本稿で検討されていました、情報提供義務については、大きな文脈においても、小さな文脈においても、様々な議論が巻き起こっていたということを改めて認識することができました。

情報提供義務に関連して、「沈黙による詐欺」は、結果的に明文化されるに至りませんでした。その理由は、沈黙による詐欺の明文化は不要であるという事業者側委員の意見や、交渉力格差を前提とせず一律に情報提供義務を課すことを批判する労働側委員の意見が強かったことが挙げられております。しかしながら、不作為も行為の概念に含まれる以上、「沈黙による詐欺」は明文化する必要がないという論拠は、わかりやすい民法を目指す改正であるという特色に鑑みて正しい選択であったのかということとは疑問です。また、情報提供義務が信義則を媒介として判例・学説によってすでに承認されていると言える以上、一般的にであるにせよ、情報優位者は情報劣位者に対して、情報提供義務を負うことを規定し、意思表示を行うための自己決定基盤を保障することが民法の原則であることを示す必要があったのではないかと思います。(T.W.・20代・大学院生)

国際条約の世界

↓ 国際法は私のような学部生にはあまりなじみがなく、扱われている内容も高度に感じられてしまうが、本稿ではパーゼル条約という聞き慣れない条約についてその目的や運用方法、日本国内での実施など段階ごとに丁寧に解説され、理解しやすい内容となっている。

国際的な条約を実効的なものとするためには各国がその意図、目的を理解し相互に履行しあうことが求められ、そのためには国内法を整備することが必要になる。条約締約国同士のコンセンサスのみならず、自国内での法整備による調整も必要である点は国際法の特徴であるように感じられた。

パーゼル条約は有害廃棄物の国を越えた移動を規制する条約であるため輸出国と輸入国双方の思惑が交差し、単に輸出入を規制すればよいものではなく、経済的な要因、環境への配慮など様々なリスクを検討する必要がある。そのためには各国が連携してパーゼル条約に則った法律を整備することが大切である。日本においては詳細な細目について省令を用いて補完することになっているが、まだまだ対応